

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人中央学院
②設置大学名称	中央学院大学
③担当部署	企画政策部
④問合せ先	kikaku@mc.cgu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 16 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して広く公表している。 入学式・卒業式その他学校の重要行事には125周年記念動画を上映し、動画を通じて建学の精神等の基本理念の教育目標を伝えている。 ※公表 URL : https://www.cgu.ac.jp/about/spirit/spirit.html
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を、学生をはじめとするステークホルダーに対して広く公表している。 ※公表 URL : https://www.cgu.ac.jp/about/spirit/spirit.html また実質化については、以下のように担保する仕組みを整えている。 (1) 全学の3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を踏まえた教育の企画・運用及び検証・改善は大学質保証会議が中心となり本学の内部質保証システムを有効に機能させている。 (2) 大学質保証会議は、学長及び自己点検・評価実施委員会に改善の内容・経過・結果を随時報告している。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	各規程により、教授会の審議事項を限定し、諮問機関としての位置づけを明記している。 また、学長の補佐体制として、副学長、学部長及び研究科長から構成される学部長会を設置、事務組織としては企画政策部を設置している。 教育の質の向上等は、副学長を中心とした大学質保証会議が担っている。 なお、学長権限に関する規程は「中央学院大学学則」に明記され、学校教育法等に基づき、校務をつかさどり、所属職員を統督している。 なお、法人の学務担当の常務理事に学長が就任することが慣例となっている。
実施項目１－１④	説明

教職協働体制の確保	「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」に基づいて教職協働体制が担保されている。この方針に基づき、各委員会活動及びプロジェクトにおいて、バランス良く教員及び職員を配置し、意見集約や方針の協業確保を図っている。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上において、教員のFD及びSDについては、「中央学院大学が求める教員像および教員組織の編制方針」及び「中央学院大学教員倫理綱領」に基づき、教育充実委員会を中心としてこれを計画し、推進している。 職員のSDについては、「中央学院大学大学運営に関する基本方針」及び「就業規則」に基づき、総務財務部庶務グループを中心としてこれを計画し、推進している。 ※公表 URL： https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2026 年 4 月実施予定の第 3 期中期計画の原案を中央学院大学、中央学院大学中央高等学校、中央学院高等学校各校で取りまとめて法人に提案し、法人が全体の調整を図り、2026 年 3 月 25 日開催の理事会及び評議員会にて決定した。 なお中央学院大学では計画決定後引き続き、各担当委員会等で計画を具現化するためのロードマップ策定を進めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の実効性を担保するため、大学においては各担当委員会等から提出される「進捗状況報告書」を大学部会（学長、副学長、研究科長、学部長、研究科・学部各教員 1 名、大学事務局長、学事部長にて構成）にて確認する。 また、その他の手段として、大学においては大学質保証会議、自己点検・評価実施委員会等も内部質保証の観点から管理し、PDCA 体制を確保している。 法人においては業務執行理事が「法人自己点検評価書」を理事会・監事・会計監査人に公表し、PDCA の業務質保証を管理している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「教育理念」及び「卒業認定・学位授与の方針」に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供するため、「中央学院大学の社会連携・社会貢献に関する基本方針」に基づき、リカレント教育の充実のため、2026 年度から「履修証明プログラム」を用意した。 ※公表 URL： https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会貢献・地域連携としては、我孫子市と定期的に会議を設け、様々な連携の取り組みを推進している。 例えば、「地元・我孫子市と一緒に“まち”を盛り上げる活動を行う学生団体」である「地域連携カイギ部」の活動や、学生による我孫子の施策提案発表会を実施する等、大学として我孫子市との積極的な提携を推進している。 また、教員を委員として各自治体審議会に積極的に参加させ、専門家の立場から意見陳述や提案を行っている。 その他、持続可能な社会の実現を目指し学内に SDGs 委員会を設置している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、「中央学院大学の学生支援に関する基本方針」に基づき、多様な入試制度（社会人・編入生・留学生、スポーツ特待生）を実施している。更に各入試において、障害をもつ学生に対して対応可能な配慮を行っている。 また、教職員においても障害、国籍等、多様な背景を持つ教職員を受け入れている。 ※公表 URL： https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html なお、今後も、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境整備を行う。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	私立学校法に基づき、「学校法人中央学院寄附行為」に評議員の選任に関して「年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする」と明記

	したことを踏まえ、評議員の女性は 1 名のみであったが、2025 年 6 月改選で 3 名に増員した。また、年齢・職業に偏りが生じないよう 13 名中 6 名の評議員が新たに選任された。
--	---

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校法に基づいて人材確保を行っている。また、理事の選任については、私立学校法と、「寄附行為」に基づき理事選任機関である評議員会の審議過程で理事長より推挙理由の詳細な説明及び履歴書の確認を行うことで透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営の透明性の確保については、法令に基づき、下記の種類を備置き、閲覧及び公表して透明性を確保している。 ①寄附行為（備置き、閲覧、公表） ②収支計算書・貸借対照表・財産目録・附属明細書（備置き、閲覧、公表） ③会計帳簿（備置き、一部の閲覧） ④事業報告書（備置き、閲覧、公表） ⑤監査報告・会計監査報告（備置き、閲覧、公表） ⑥役員・評議員名簿（備置き、閲覧、公表） ⑦役員・評議員報酬等基準（備置き、閲覧、公表） ⑧理事会及び評議員会議事録（備置き、一部の閲覧） また、理事会及び理事の役割は私立学校法に基づき、「学校法人中央学院寄附行為」に明記するとともに担当理事制を採用し、「学校法人中央学院理事職務権限規程」に基づいて業務を執行することとしている。さらに、年に一度の「法人自己点検・評価報告書」で担当理事の職務について PDCA を通じて、業務質保証を詳細に示している。 なお、評議員会との協働体制の確立については、「学校法人中央学院寄附行為」において、「理事会と評議員会の協議」条文を設けている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	議案については、事前に十分な説明資料を送付し、質問も常時受け付けている。 また研修機会については、文部科学省及び各大学団体等からの研修案内を業務執行理事に周知し、機会を確保している。重要案件についてはリモート・実際の参加をし、経営会議で報告をしている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準については私立学校法に基づくこととしている。選任については「学校法人中央学院寄附行為」により評議員会による選任となっており、監事の過半数の合意が必要である旨も明示している。 選任過程においては、評議員会での審議過程で選任理由の詳細な説明及び履歴書の確認を行うことにより、透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室は設置していないが、「学校法人中央学院監事監査規程」に基づき、監事は監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、理事長・常務理事の業務執行理事も加えて情報共有・意見交換を行っている。 また、「学校法人中央学院内部統制システム整備の基本方針」及び「学校法人中央学院監事監査規程」に監事補助要員の役割を明記し、監査補助業務における独立性を担保している。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事へは、業務監査業務については法人事務室が、会計監査業務については総務財務部経理グループが業務に必要な情報提供を行っている。 また研修機会については、文部科学省及び各大学団体等からの研修を案内し、研修機会を確保している。 その他、監事の出校は年 36 回を基本とするが、それ以上の出校による監事業務も可能とし、事実上常勤監事に近い形態となっている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	選任方法や属性・構成割合は、「学校法人中央学院寄附行為」及び「学校法人中央学院寄附行為施行規則」に明記している。 なお選任過程においては、評議員会での審議過程で理事会における推挙理由の詳細な説明及び履歴書の確認を行うことにより、透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会運営の透明性を確保するため、私立学校法に基づき、評議員会の招集や議決事項、評議員の責務については、「学校法人中央学院寄附行為」にこれを明

	記している。 また、理事会との協働体制の確立については、「学校法人中央学院寄附行為」において、「理事会と評議員会の協議」条項を設けている。
実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	議案については、事前に十分な説明資料を送付し、常時質問も受け付けている。 なお研修機会については、必要な情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人においては「学校法人中央学院危機管理規程」を定め、大学においては「中央学院大学危機管理規程」を定めて危機管理体制を整備し、危機の時にはそれに基づいて対応することとしている。 また法人については「学校法人中央学院内部統制システム整備の基本方針」を基本として対応しており、これに基づき危機管理マニュアルおよび事業継続計画の整備を行う。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人中央学院内部統制システム整備の基本方針」の策定及び「学校法人中央学院コンプライアンス規程」、「学校法人中央学院公益通報に関する規程」を制定し、法令遵守に努めている。また、法人に2名の顧問弁護士をおき、常に法律の専門家2名の意見を聴いている。 なお、今後も「学校法人中央学院内部統制システム整備の基本方針」に基づいて法令遵守体制の整備を行う。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「学校法人中央学院情報公開規程」を制定しており、透明性を図るため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に公表している。 ※掲出先 URL : https://www.cgu.ac.jp/about/disclosure.html
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流だが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要

	覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用している。 公開に当たっては分かりやすい説明を心掛け、説明方法も常に工夫改善している。 特に、事業報告書の経営状況の分析では経年比較と共に分かりやすい説明を付している。
--	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明